

一般社団法人日本 IT 団体連盟

会 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本 IT 団体連盟（以下「IT 連盟」という。）の定款第9条に基づき、IT 連盟の会費について定めるものである。

(法人の構成員)

第2条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(正会員)

第3条 正会員は、全国 IT 関連団体及びこれに準ずる機関とする。

(賛助会員)

第4条 賛助会員は、前条に該当しない組織又は団体等であって、この法人の目的に賛同し、その事業に協力をしようとするものとする。

2 IT 関連事業を営む法人を「一般賛助会員」、学術、研究機関等のその他の法人を「特別賛助会員」とする。

(入会)

第5条 この法人への入会を希望する者は、理事会の定める手続により、入会を申請するものとし、理事会の承認を受けた場合には、この法人に入会することができるものとする。

2 正会員及び賛助会員は、入会と同時にその代表者（以下「会員代表者」という。）1人を事務局に届け出るものとする。

3 会員代表者に変更があったときは、その都度新たな会員代表者を事務局に届け出るものとする。

(年会費)

第6条 年会費は、次の金額とする。

- 一 正会員 100,000円以上（一口100,000円、一口以上）
- 二 一般賛助会員 2,000,000円以上（一口1,000,000円、二口以上）
- 三 特別賛助会員 なし

2 前項の規定に加えて、会員の代表者または有識者が理事に選任された場合、当該理事又はその所属団体・企業は、選任決議された定時総会開催日を含む事業年度と、任期中の翌事業年度において、以下に定める年会費を納めなければならない。ただし、任期1年として理事に選任された場合、選任された事業年度のみとする。

- 一 100,000円以上（一口100,000円、一口以上）

3 年度の途中での入会でも規定の年会費を支払うものとする。なお、特段の事情がある場合、

理事会の承認をもって年会費を変更できるものとする。

(入会金)

第7条 入会金は、次の金額とする。

- 一 正会員 100,000円
- 二 一般賛助会員 なし
- 三 特別賛助会員 なし

(納入時期)

第8条 年会費は、次の各号に定める時期までに納入するものとする。

- 一 会員 当該年度の5月31日までに納入する
- 二 年度途中で入会した会員 当該年度の年会費を入会の承認があった日の翌月末までに納入する
- 三 理事又はその所属団体・企業 次に掲げる場合のいずれかに該当した日の翌月末までに納入する
 - イ 総会にて選任されたとき
 - ロ 定時総会後も任期が残存しているとき

(特別会費)

第9条 この法人は、理事会の定めにより、特定の活動の経費に充当するための特別会費等を徴収することができる。

(納入)

第10条 会費の納入は、IT連盟が指定した銀行口座に振込にて納入するものとする。

- 2 会費の納入に係る送金手数料は、会員が負担するものとする。

(会費の返還)

第11条 既納の会費は、これを返還しない。

(休会)

第12条 会員は、本規程及び理事会において定める休会手続きを完了させることにより、いつでも休会することが出来る。

- 2 休会手続きの完了とは、事務局に所定の書類を提出し、事務局が会員に対し、当該書類を受領した旨の連絡を行ったとき、とする。
- 3 休会する場合、会員は、当該年度に関わる未納の年会費を納入しなければならない。なお、帰納の入会金及び年会費は、返還されないものとする。
- 4 休会中の会員は、次に掲げる権利及び義務が停止される。
 - 一 社員総会における議決権の行使及び社員提案権の行使
 - 二 委員会における活動
 - 三 休会中の会費納入
 - 四 その他当連盟の定款に定める権利及び義務
 - 五 その他法人法に定める社員としての権利及び義務
- 5 休会期間は、3年間を上限とする。ただし、3年を超えて休会する場合は、理事会の承認

を得なければならない。

(復会)

第13条 休会中の会員は、本規程及び理事会において定める復会手続きを完了させることにより、いつでも復会することが出来る。

2 復会手続きの完了とは、事務局に所定の書類を提出し、事務局が会員に対し、当該書類を受領した旨の連絡を行ったとき、とする。

3 復会する場合、会員は、年度の途中であっても規定の年会費を支払うものとする。4 復会手続きを完了させたとき、会員は、前条第4項に掲げる権利の行使が可能となり、義務の履行をしなければならない。

(退会)

第14条 会員は、理事会の定める手続きを完了させることにより、いつでも退会することができる。

2 前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合でも、当該年度に係る未納の年会費は納付しなければならず、既納の入会金及び年会費は返還されないものとする。

(除名)

第15条 正会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
- 二 この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名する場合は、当該会員に総会の1週間前までに通知するとともに、総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 正会員以外の会員が第1項各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

4 代表理事は、除名を決定した場合、当該会員に対しこれを通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第16条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第9条第1項に定める入会金又は年会費の負担義務を2年にわたり履行しなかったとき
- 二 総正会員が同意したとき
- 三 当該会員が破産又は解散したとき

2 前条又は前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び年会費は、返還されないものとする。

(変更)

第17条 この規程は、定款第9条の規定により、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は令和6年3月13日から適用する。

第6条第2項は、第8回定時総会后から適用する。

(令和5年11月20日第36回理事会決議事項)

(令和6年3月13日第37回理事会決議事項)